

静岡県パスポート(旅券) 申請のごあんない (紙申請用)

2025年3月24日現在

- この「ごあんない」は、次の場合の旅券発給申請の内容です。
 - ①旅券を初めて申請する場合
 - ②前の旅券が期限切れの場合
 - ③有効期間の残りが1年未満となった場合
 - ④旅券の査証欄に余白がなくなった場合
 - ⑤旅券の記載事項(氏名・本籍地)に変更のあった場合
 ※これ以外の旅券発給申請や有効中の旅券を紛失された場合の届出等の手続きは、旅券窓口にお問い合わせください。
- 静岡県内の窓口で旅券を申請できるのは、原則として**静岡県内に住民登録している方**です。

申請に必要な書類

◆申請は県内各市町の旅券窓口です。

1 一般旅券発給申請書

- ・10年用と5年用の2種類があります。(18歳未満の方は5年用のみ申請できます。)
- ・用紙は旅券窓口にあります。(申請者本人の記入欄(直筆)があります)
- ・書き方は記入例(裏)を参考にしてください。
- ・ダウンロード申請書で申請することもできます。詳しい利用方法は外務省ホームページ「パスポート申請書ダウンロード」で検索をご覧ください。

2 戸籍謄本.....1通

(全部事項証明書)

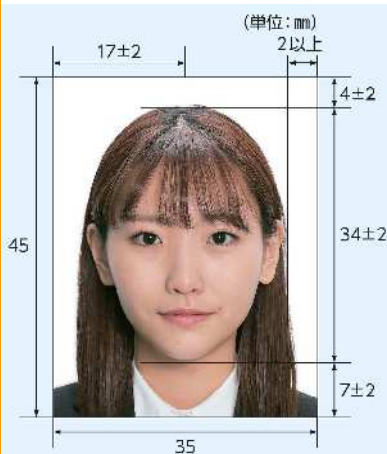
※記載内容が最新で発行日から6か月以内のもの

- ・**有効中の旅券を新しい旅券に切り替える場合で、氏名や本籍の都道府県名に変更のない方は、原則省略できます。**変更のある方で、戸籍謄本では変更の経緯が確認できない場合、併せて原戸籍や除籍謄本が必要となることがあります。
- ・同一戸籍内にある複数人が同時に申請する場合は**戸籍謄本1通**で共用できます。

3 写真.....1枚

※申請日前6か月以内に撮影されたもの

※貼らずにお持ちください。



- ・**無背景(影・柄・グラデーションなし)・無帽・正面向き**
- ・申請者本人のみの写真 ・ふちなしで左図の各寸法を満たすもの
- ・写真は旅券の顔写真ページに白黒で旅券に転写されます。(写真はカラー・白黒どちらも可)
- ※**旅券は海外において唯一の国際的身分証明書であり、旅券の写真は本人確認をする上で重要となります。規格外の写真など不適当な写真は受付できません。**
- また、受付後、審査によって写真の撮り直しをお願いする場合があります。
- ※ボックス写真機で撮影する場合は規格にあうよう十分注意してください。

<不適当な写真例>

※写真の規格は国際規格に従い定められています。

- ×左図の規格に合わない
- ×化粧・服装等により本人確認が困難
- ×ピンボケ等で不鮮明
- ×変色、汚れやキズがある
- ×画像に修正を加えた
- ×目元がはっきりしない(眼鏡のレンズに光が反射、眼鏡のフレームが目にかかっている、髪が目にかかっている等)
- ×カラーコンタクトや瞳を大きく見せるコンタクトを装着
- ×頭髪、着衣と背景が同一色で境目が不明瞭
- ×背景に影・柄がある、均一でない、椅子などが写っている
- ×ヘアバンド、マスクなどで頭部や顔を覆っている
- ×髪や衣服で頬や顎等の顔の輪郭が隠れている
- ×顔に影がある
- ×平常の表情と大きく異なる(笑顔で歯が見える・口角があがる・目を細める等)
- ×斜め上から撮るなど正面から撮影していない

4 本人確認書類...①又は②

※有効中の原本(コピー不可)

※記載内容が正しいもの

(変更事項があれば訂正済であること)

※代理人が提出する場合は、申請者・代理人それぞれの本人確認書類が必要です。

※申請日現在、小学生以下の方は、「法定代理人(親権者)の本人確認書類(①又は②)」でもかまいません。

※該当する書類がない方は、事前に各市町旅券窓口にお問い合わせください。

① 次のものから1点

- ◎日本国旅券(有効旅券又は失効後6か月以内のもの)
- ◎運転免許証
- ◎船員手帳
- ◎海技免状
- ◎マイナンバーカード(個人番号カード)
- ◎住民基本台帳カード(写真付)
- ◎猟銃・空気銃所持許可証
- ◎宅地建物取引士証
- ◎電気工事士免状
- ◎無線従事者免許証
- ◎官公庁職員身分証明書(写真付)
- ◎身体障害者手帳(写真貼替防止あり)
- ◎運転経歴証明書(平成24年4月以降発行のもの)

② ①がない場合は次のものから2点(ア+ア)又は(ア+イ) ※(イ+イ)は不可

ア (写真が貼られていないもの)	<ul style="list-style-type: none"> ○国民健康保険証、健康保険証、船員保険証、共済組合員等の被保険者証又は資格確認証(いずれも有効期間中のもの) ○国民年金・厚生年金の手帳又は証書、船員保険年金証書 ○納税証明書又は源泉徴収票(直近のもの) ○共済年金・恩給証書 ○実印と印鑑登録証明書 ○本籍地の市町村発行の身分証明書
イ (写真が貼られているもの)	<ul style="list-style-type: none"> ○会社の身分証明書(写真付) ○学生証、生徒手帳 ○公の機関が発行した資格証明書(写真付) ○失効旅券 ○療育手帳

5 前回取得した旅券

- ・有効期間内の旅券を切り替える場合、有効旅券の提出がないと申請できません。
- ・過去に旅券を取得した方は、失効していても、その旅券をお持ちください。
- ・旅券を紛失・焼失した方は事前に窓口へお問い合わせください。

6 住民票

(発行日から6か月以内のもの)

- ・住民登録した市町で申請する場合は不要です。

マイナンバー（個人番号）の記載のないものをご用意ください。

折り申請書は厳禁

記入例とご注意

- ◎ 申請書は5年用と10年用がありますので、ご注意ください。機械で読み取りますので、折ったり汚したりしないでください。
- ◎ 申請書は黒又は青の濃いインク(ボールペン可。消せるボールペン、サインペン、裏写りするペンは不可)を使用し、楷書で(所持人自署は除く)ていねいに記入してください。
- ◎ 記入ミスした場合、2本線で消して訂正してください。(修正液や修正テープは不可)ただし、所持人自署欄の訂正はできません。
- ◎ 記入漏れがあった場合、受付できません。
- ※ この申請書は5年旅券用ですが、10年旅券を申請される方もこの記入例を参考にしてください。

[不適当な例] 次のような写真は受付できません。



所持人自署

記入した署名は、そのまま旅券に転写されます。海外渡航で本人が実際に使用する署名を、日本語又はローマ字筆記体等で枠からはみ出さないように、必ず申請者本人が署名してください。

例)※ヨミカタ不要

遠州次郎
Giro Enshu

例)乳幼児等でひらがなしか書けない場合

えんしゅうじろう

例)署名の代筆について

申請者が未就学の乳幼児等で署名が困難な場合は、その親権者等が代筆することができます。その場合、点線より上の枠内に申請者の氏名を記入し点線より下の枠内に記入者の氏名及び申請者との関係を記入してください。また、障害者等で自署できない方は事前に旅券窓口にご相談ください。

例)乳幼児等で本人が署名できない場合

遠州富士子
Fujiho Enshu

新規・切替 (18歳未満の申請者又は18歳以上で有効期間が5年の一般旅券を希望する申請者用) **5年用**

記入しないでください。

写真
写真貼らずにお持ちください
注意
1. 申請者本人のみ
2. 6ヶ月以内に撮影したもの
3. 正面、無帽、無背景
4. 縦45mm×横35mm (ふちなし。頭は前頭から顎までが34mm±2mm)
*提出された写真は旅券に転写されます。
*裏面に氏名を記載してください。

氏名(左詰めで記入)
姓 遠州 名 次郎
ローマ字 ENSHU JIRO

所持人自署
遠州次郎

性別 男 生年月日 500410
籍 静岡県静岡市葵区追手町7番

旅券番号 MS1234567 発行年月日 200608
最後に発給を受けた旅券に記載の姓をローマ字、左詰めで記入してください。 ENSHU

現住所 〒420-0853 静岡県葵区追手町9番6号
電話 054 (234) 567x
携帯 090 (123) 456x
M-177@enshu@xxx.xxx
その他勤務先など日中の連絡先(株)旅券 電話 054 (221) 375x

住所 浜松市中区元城町x番x号
氏名 遠州太郎 申請者との関係 父 電話 054 (987) 657x

日本国内の緊急連絡先

旅券の取得に必要書類を提出しているか否か
1. 外国で入国時、退去命令又は罰則を受けたことがありますか。 はい いいえ
2. 現在日本国法令に準じて罰則を課せられたことがありますか。 はい いいえ
3. 現在日本国法令に準じて罰則を課せられたことがありますか。 はい いいえ
4. 旅券の取得に必要書類を提出しているか否か。 はい いいえ
5. 旅券の取得に必要書類を提出しているか否か。 はい いいえ
6. 旅券の取得に必要書類を提出しているか否か。 はい いいえ

現在外国の国籍を有していますか。(※該当する枠内にV印を記入してください)
はい いいえ
「はい」の場合
どの国の国籍ですか。 外国籍の父又は母の子として出生 外国での出生 外国人との婚姻又は養子縁組 帰化申請又は国籍取得届出

- 戸籍どおりに姓、名の順に正確に記入してください。
- へボン式ローマ字を用いて活字体大文字で記入してください。
- 氏名のローマ字表記は、一度パスポート(旅券)の発給を受けると、原則、変更できません。(戸籍上の氏名の変更があった場合を除く。)
- この欄は必ず申請者本人が記入してください。記入漏れや申請者以外の方が記入した場合は受付できません。ただし、刑罰等関係欄は法定代理人が記入することができます。
- 最後に発給を受けた旅券について記入してください。
- 住民票どおりの住所を記入してください。
- 勤務先等、昼間連絡できる場所を記入してください。
- 渡航中に事故があった場合に連絡できる場所を記入してください。
- 内容をよく読んで該当する方の にレをつけてください。「はい」に該当する方は事前に下記へお問い合わせください。

出発予定日 令和 年 / 0 月 / 1 日 ※主要渡航先での滞在期間 3ヶ月未満 3ヶ月以上

記入しないでください。

旅券面の氏名表記をへボン式以外のローマ字にすることを希望する場合は、そのローマ字を記入してください。

(旅券の表記はへボン式ローマ字が原則です。へボン式以外のローマ字を希望する場合は、事前に申請される窓口へお問い合わせください。)

申請者が未成年者又は成年後見人の場合は、法定代理人(親権者である父もしくは母、又は後見人)の署名が必要です。

記入しないでください。

代理提出をする場合は必ず記入してください。

必ず申請者本人が記入してください。

代理人(引き受けた方)が記入してください。
※代理人の本人確認書類が必要です。

申請書類等提出委任申出書
(法定代理人が申請者に代わって申請書類などを提出する場合には、本様式の提出は不要です)

申請者記入
私は本件申請に係る必要書類等を申請者に代わり提出することを引き受けました。私が提出する申請者の所持人自署は本人自筆のもの(又は適正な記名)であること及び写真は本人のものに相違ないことを確認します。私は、過去5年間、旅券の不正取得に係わったことはありません。

引受人記入
令和 年 月 日
連絡先電話番号 054 (234) 567x
生年月日 明治・大正・昭和・平成・令和 22年 2月 23日

注意事項
1. 申請者の指定した者が、代わりに申請書類などを提出する場合には、提出者本人を確認するに足る書類等を提示(出)してください。
2. この申請による旅券取得が日本国法令の罰則に該当する場合、申請者に代わって必要書類などを提出した者も罰せられることがあります。

- 旅券面の氏名表記をへボン式以外のローマ字にすることを希望する場合は、そのローマ字を記入してください。
- (旅券の表記はへボン式ローマ字が原則です。へボン式以外のローマ字を希望する場合は、事前に申請される窓口へお問い合わせください。)
- 申請者が未成年者又は成年後見人の場合は、法定代理人(親権者である父もしくは母、又は後見人)の署名が必要です。
- 代理提出をする場合は必ず記入してください。
- 必ず申請者本人が記入してください。
- 代理人(引き受けた方)が記入してください。
※代理人の本人確認書類が必要です。

受付できない署名の例

- × 枠からはみ出した署名
- × 氏名の一部が枠にかかり欠けてしまう場合、書き直してもらった場合もあります。
- 遠州次郎
- × なぞったり、かすれた署名
- えんしゅうじろう
- × 姓だけ、名だけの署名
- × 二段書きの署名 など

記入しないでください。

ヘボン式ローマ字の書き方

- 申請書の写真右側の氏名欄には、このローマ字で記載してください。■は間違いやすい表記です。
○ 氏名に撥音(ん)・促音(っ)・長音が含まれる場合は、表下の例を参照してください。

あ A	い I	う U	え E	お O	きゃ KYA	きゅ KYU	きょ KYO
か KA	き KI	く KU	け KE	こ KO	しゃ SHA	しゅ SHU	しょ SHO
さ SA	し SHI	す SU	せ SE	そ SO	ちゃ CHA	ちゅ CHU	ちょ CHO
た TA	ち CHI	つ TSU	て TE	と TO	にゃ NYA	にゅ NYU	にょ NYO
な NA	に NI	ぬ NU	ね NE	の NO	ひゃ HYA	ひゅ HYU	ひょ HYO
は HA	ひ HI	ふ FU	へ HE	ほ HO	みゃ MYA	みゅ MYU	みょ MYO
ま MA	み MI	む MU	め ME	も MO	りゃ RYA	りゅ RYU	りょ RYO
や YA		ゆ YU		よ YO	ぎゃ GYA	ぎゅ GYU	ぎょ GYO
ら RA	り RI	る RU	れ RE	ろ RO	じゃ JA	じゅ JU	じょ JO
わ WA				を O	びゃ BYA	びゅ BYU	びょ BYO
ん N(※M)					びゃ PYA	びゅ PYU	びょ PYO

外国氏名のヘボン式ローマ字の書き方

ジェ JIE	チェ CHIE	ティ TEI	ディ DEI
デュ DEYU	ファ FUA	フィ FUI	フェ FUE
フォ FUO	ヴァ BUA 又は BA	ヴィ BUI 又は BI	
ヴ BU	ヴェ BUE 又は BE	ヴォ BUO 又は BO	

撥音(ん) Nで表す 例: ほんだ HONDA、しんじ SHINJI

※ 但し、B、M、Pの前にはNの代わりにMをおく。

例: しんば SHIMBA、ほんま HOMMA、しんぺい SHIMPEI

促音(っ) ① 子音を重ねる 例: はっとり HATTORI、きっかわ KIKKAWA

② 但し、CHA、CHI、CHU、CHOの前はTを加える。例: ほっち HOTCHI、はっちょう HATCHO

長音(ー) のばす発音の「O」、「U」は記入しない

例: おおた OTA、かとう KATO、ようこ YOKO、ゆうき YUKI、しゅうじ SHUJI

※ O音をのばす場合は、「OH」の長音表記の選択が可能です。(選択後は変更不可)

例: おおた OHTA、かとう KATOH、ようこ YOHO

※ ヘボン式によらない表記について ※

パスポート(旅券)の氏名表記はヘボン式ローマ字によることが原則ですが、ヘボン式によらないローマ字表記ができる場合があります。ヘボン式以外の表記を希望される場合は、事前に申請される窓口へお問い合わせください。

※ 姓(氏)の表記についてのご注意 ※

姓(氏)のローマ字表記は、ご家族(特に直系のご親族)の綴りと異ならないよう、注意してください。既に、パスポート(旅券)を所持されているご家族がいる場合は、事前にご家族の綴りの確認をお願いします。

※ 航空券の予約時等のご注意 ※

海外渡航に伴う航空券、ホテルの予約等の氏名は、パスポート(旅券)の綴りで申し込み(予約)の手続きをしないと航空機に搭乗できない等の支障が生じます。また、海外で使用されるクレジットカードは、パスポートのローマ字綴りと一致しているもののご使用をお勧めします。

【重要】氏名のローマ字表記は、一度パスポートの発給を受けると、原則、変更できません。

申請と受取りなどについてのご注意

【旅券の有効期間内に申請できる場合】

※残りの有効期間は切捨てとなり、旅券番号が変わります。

- (1) 有効期間の残りが1年未満になった場合
- (2) 旅券の記載事項（氏名や本籍の都道府県）に変更があり、新たな旅券とする場合
※有効期間を返納旅券の残存有効期間と同一とする、残存有効期間同一旅券の申請手続きもあります。（旅券番号も変わります）
- (3) 旅券の査証欄に余白がなくなった場合
※有効期間を返納旅券の残存有効期間と同一とする、残存有効期間同一旅券の申請手続きもあります。（旅券番号も変わります）
- (4) 有効旅券を損傷した場合 ※事前に旅券窓口にお問い合わせください。
※上記以外で査証(ビザ)取得のため等で新たな旅券が必要な場合は事前に旅券窓口にお問い合わせください。

【代理提出】

※居所申請の方、刑罰等関係欄に該当のある方、有効旅券を紛失・盗難・焼失された方、有効旅券を損傷された方は、代理人による提出はできません。

代理提出の際、次の書類が必要です。

- (1) 本人が申請する際に必要な書類（表紙の1～6） ※ **本人確認書類は必ず原本**を預かってきてください。
- (2) 申請書類等提出委任申出書（申請書裏面）
- (3) 代理人の本人確認書類（表紙の「4. 本人確認書類」①または②のうちいずれか1点）
※申請書表面の「所持人自署」欄、「刑罰等関係」欄、裏面の「申請書類等提出委任申出書」欄（点線より上）は、必ず申請者本人が記入(直筆)してください。
※代理人は、申請内容に関する質問に対して的確に答えられることが必要です。
※1度に10件以上申請する場合は必ず事前に旅券窓口ご連絡してください。（電話連絡可）

【未成年者（18歳未満）の申請】

法定代理人署名が必要です。申請書裏面「法定代理人署名」欄に親権者（父又は母）が署名してください。なお、親権者が遠隔地に在住して申請書裏面に署名できないときは、親権者の署名（直筆）がある「同意書」（指定様式で窓口にあります）を提出してください。

【居所申請】

一時帰国者及び県外に住民登録している方で県内に居所がある方は、例外的に県内の旅券窓口で申請できる場合があります。旅券窓口へお問い合わせください。なお、**県外に住民登録している方は必ず住民票が必要です。**

【「刑罰等関係欄」に該当する方の申請】

特別な手続きが必要になります。事前に県旅券室（TEL：054-221-3755）へお問い合わせください。

【旅券の受取りについてのご注意】

- (1) **旅券の受取りには必ずご本人が申請された窓口へお越しください。**（代理での受取りはできません。）
- (2) 申請から旅券の受取りまでの日数
申請日から、申請日を含み土曜日、日曜日、祝日等休日及び年末年始を除いた11日目以降です。
- (3) 旅券発行日から6か月以内に受取りされない場合、その旅券は失効します。
その場合、次回の申請で別途手続き及び通常より6,000円高い手数料が必要になる場合があります。
- (4) 手数料…旅券受取り時に、申請日の年齢に応じた金額を収入印紙と静岡県収入証紙（県証紙）で納めていただきます。**（年齢は誕生日の1日前に1歳加算されます。）**

手数料（紙申請の場合）

区分	18歳以上（選択可能）		12歳から17歳	11歳以下
	10年旅券	5年旅券	5年旅券	5年旅券
収入印紙	14,000円	9,000円	9,000円	4,000円
県証紙	2,300円	2,300円	2,300円	2,300円
合計	16,300円	11,300円	11,300円	6,300円

- ・ビザ（査証）に関するお問い合わせは、各国大使館（領事館）へ直接、又は旅行会社を通じて行ってください。
- ・**入国時に旅券の有効期間の残りが一定期間必要な国もありますのでご注意ください。**

静岡県旅券窓口一覧

旅券窓口		申請	受取り	所在地	電話番号
下田市	市民保健課	○	○	〒415-8501 下田市東本郷1丁目5-18	0558-22-2215
東伊豆町	住民福祉課	○	○	〒413-0411 東伊豆町稲取3354	0557-95-6203
河津町	町民生活課	○	○	〒413-0595 河津町田中212-2	0558-34-1932
南伊豆町	町民課	○	○	〒415-0392 南伊豆町下賀茂315-1	0558-62-6222
松崎町	窓口税務課	○	○	〒410-3696 松崎町宮内301-1	0558-42-3968
西伊豆町	窓口税務課	○	○	〒410-3514 西伊豆町仁科401-1	0558-52-1112
沼津市 <small>※市民窓口事務所では、旅券を初めて申請する方のみ申請できます。</small>	市民課	○	○	〒410-8601 沼津市御幸町16-1	055-934-4772
	原市民窓口事務所	○	-	〒410-0312 沼津市原1200-3	055-966-1001
	浮島市民窓口事務所	○	-	〒410-0318 沼津市平沼375-1	055-966-2009
	愛鷹市民窓口事務所	○	-	〒410-0304 沼津市東原358-1	055-966-2490
	片浜市民窓口事務所	○	-	〒410-0873 沼津市大諏訪46-1	055-962-2083
	金岡市民窓口事務所	○	-	〒410-0049 沼津市江原町3-1	055-921-2084
	大岡市民窓口事務所	○	-	〒410-0022 沼津市大岡2357-1	055-921-2085
	静浦市民窓口事務所	○	-	〒410-0104 沼津市獅子浜34	055-931-3004
	内浦市民窓口事務所	○	-	〒410-0223 沼津市内浦三津249-3	055-943-2044
	西浦市民窓口事務所	○	-	〒410-0235 沼津市西浦立保22-1	055-942-2002
大平市民窓口事務所	○	-	〒410-0821 沼津市大平2197-1	055-934-3290	
戸田市民窓口事務所	○	-	〒410-3402 沼津市戸田1294-3	0558-94-3111	
熱海市	市民生活課	○	○	〒413-8550 熱海市中央町1-1	0557-86-6254
三島市	市民課	○	○	〒411-8666 三島市北田町4-47	055-983-2602
富士宮市	市民課	○	○	〒418-8601 富士宮市弓沢町150	0544-22-1134
伊東市	市民課	○	○	〒414-8555 伊東市大原2丁目1-1	0557-32-1351
富士市	市民課	○	○	〒417-8601 富士市永田町1丁目100	0545-55-2895
御殿場市	情報公開コーナー（本庁舎1階）	○	○	〒412-8601 御殿場市萩原483	0550-83-4363
裾野市 <small>※支所では、旅券を初めて申請する方のみ申請できます。</small>	市民課	○	○	〒410-1192 裾野市佐野1059	055-995-1812
	富岡支所	○	-	〒410-1107 裾野市御宿680-1	055-997-0062
	深良支所	○	-	〒410-1102 裾野市深良657	055-992-0400
	須山支所	○	-	〒410-1231 裾野市須山1593-12	055-998-0002
伊豆市	市民課	○	○	〒410-2413 伊豆市小立野38-2	0558-72-9855
伊豆の国市	市民課（伊豆長岡庁舎）	○	○	〒410-2292 伊豆の国市長岡340-1	055-948-2901
函南町	住民課	○	○	〒419-0192 函南町平井717-13	055-979-8110
清水町	住民課	○	○	〒411-8650 清水町堂庭210-1	055-981-8208
長泉町	住民窓口課	○	○	〒411-8668 長泉町中土狩828	055-989-5509
小山町	住民福祉課	○	○	〒410-1395 小山町藤曲57-2	0550-76-6101
	足柄支所	○	-	〒410-1313 小山町竹之下1311-7	0550-76-0134
	北郷支所	○	-	〒410-1326 小山町用沢188-1	0550-78-0502
	須走支所	○	-	〒410-1431 小山町須走267-6	0550-75-2211
静岡市	葵区役所戸籍住民課	○	○	〒420-8602 静岡市葵区追手町5-1	054-221-1061
	駿河区役所戸籍住民課	○	○	〒422-8550 静岡市駿河区南八幡町10-40	054-287-8611
	清水区役所戸籍住民課	○	○	〒424-8701 静岡市清水区旭町6-8	054-354-2126
島田市	市民課	○	○	〒427-8501 島田市中央町1-1	0547-36-7194
	金谷支所	○	○	〒428-8650 島田市金谷代官町3400	0547-46-3566
焼津市	市民課	○	○	〒425-8502 焼津市本町2丁目16-32	054-626-1116
藤枝市	市民課	○	○	〒426-8722 藤枝市岡出山1丁目11-1	054-643-3123
牧之原市	市民課（相良庁舎）	○	○	〒421-0592 牧之原市相良275	0548-53-2604
吉田町	町民課	○	○	〒421-0395 吉田町住吉87	0548-33-2101
川根本町	税務住民課	○	○	〒428-0313 川根本町上長尾627	0547-56-2222
浜松市	中央区役所区民生活課	○	○	〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2	053-457-2870
	浜名区役所北行政センター	○	○	〒431-1395 浜松市浜名区細江町気賀305	053-523-1116
	浜名区役所区民生活課	○	○	〒434-8550 浜松市浜名区貴布祢3000	053-585-1111
磐田市	市民課	○	○	〒438-8650 磐田市国府台3-1	0538-37-4816
掛川市	市民課	○	○	〒436-8650 掛川市長谷1丁目1-1	0537-21-1141
	大東支所	○	○	〒437-1416 掛川市三俣620	0537-72-1118
	大須賀支所	○	○	〒437-1393 掛川市西大淵100	0537-48-1003
袋井市	市民課	○	○	〒437-8666 袋井市新屋1丁目1-1	0538-44-3112
	浅羽支所	○	○	〒437-1192 袋井市浅名1028	0538-23-9211
湖西市	市民課	○	○	〒431-0492 湖西市吉美3268	053-576-4531
	新居支所	○	○	〒431-0395 湖西市新居町浜名519-1	053-594-1115
御前崎市	市民課	○	○	〒437-1692 御前崎市池新田5585	0537-85-1117
菊川市	市民課	○	○	〒439-8650 菊川市堀之内61	0537-35-0905
森町	住民生活課	○	○	〒437-0293 森町森2101-1	0538-85-6312

受付時間は、窓口により異なりますので、直接市町の旅券窓口にお問い合わせください。